

公布された規則のあらまし

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第六〇号）

1 佐賀県傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議会委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。（別表関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。